

市役所周辺地区の市街化編入に係る都市計画説明会について

1 主旨・目的

市役所周辺地区一般保留区域の市街化区域編入に向けて都市計画を変更することから、市案の内容や今後の手続について市内外に広く周知するため説明会を開催した。

2 日時・場所

令和5年3月19日（日）午前10時30分から午前11時20分まで
海老名市役所401会議室

3 出席者

21名（市内17名、市外4名）

4 質疑・意見

質疑・意見	回答
勝瀬地区もしくはみずほハイツ等の地名の変更などはどうなるのか（住居表示の考え方について）。	住居表示については「住宅まちづくり課」が所管をし、検討を進めています。
B-1、B-2地区南側の市街化調整区域は、今後どうなっていくのか。	市役所西側地区は都市マスタープランで土地利用検討地に指定しています。第8回線引き見直しで、検討を進めていきます。
B・C・D地区を都市計画法の開発許可により編入するには地権者同意が必要だが、来年3月までに得られるのか。	地権者の合意が得られた土地において、開発計画を神奈川県と事前協議し、開発許可见込みを得ています（開発行為は、地区全体ではなく低未利用地等で実施されるものです）。
地区計画の道路7は、幅員6mにするとのことだが、編入後の渋滞発生を懸念するが大丈夫か。	事前に交通量解析調査を実施し、問題ないことを確認しています。今後、大規模な店舗等計画がある場合は、改めて解析等の実施が想定されます。
B・C・D地区では、いつまで水稲耕作が出来るのか。（A地区は承知している。）	B・C・D地区では、各開発事業者の事業計画に基づいて事業実施されるため、各事業者にいつまで耕作可能かをご確認ください。